

第 10 屋外貯蔵所 (危政令第 16 条)

1	技術基準の適用	10-2
2	位置、構造、設備の基準	10-2
(1)	危険物を容器に収納して貯蔵する屋外貯蔵所	10-2
(2)	塊状の硫黄等のみの屋外貯蔵所	10-3
(3)	高引火点危険物の屋外貯蔵所	10-4
(4)	引火性固体 (引火点が21度未満のものに限る)、第 1 石油類又はアルコール類に係る屋外貯蔵所	10-4
(5)	タンクコンテナによる危険物の貯蔵	10-4
(6)	屋外貯蔵所において危険物以外の物品を貯蔵する場合	10-5
(7)	リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取り扱う場合	10-5
(8)	危険物をドライコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用	10-5

第10 屋外貯蔵所（危政令第16条）

1 技術基準の適用

屋外貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上次のように区分される。

第10-1表 各種の屋外貯蔵所に適用される基準

区分	危政令	危規則
容器に収納して貯蔵するもの	16 I	
高引火点危険物	16 I + III	24の12
第2類の引火性固体（引火点が21度未満のものに限る。）又は第4類第1石油類若しくはアルコール類	16 IV	24の13
塊状の硫黄等を容器に収納しないで貯蔵するもの	16 II	

注1：算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

注2：第2類引火性固体及び第4類第1石油類については、引火点が0℃以上のもののみ屋外貯蔵所で貯蔵することができる（危政令第2条第7項）。

2 位置、構造、設備の基準

(1) 危険物を容器に収納して貯蔵する屋外貯蔵所（危政令第16条第1項）

ア 保安距離

「第3 製造所」の例（5(1)カを除く。）によること。

イ 地盤面

(7) 危政令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは碎石等で固める等の措置を講じた場所をいうものであること。

(4) 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあっては、排水溝及び貯留設備若しくは油分離装置を設けるよう指導する。◆

ウ 保有空地

「第3 製造所」の例によること。

エ 標識、掲示板

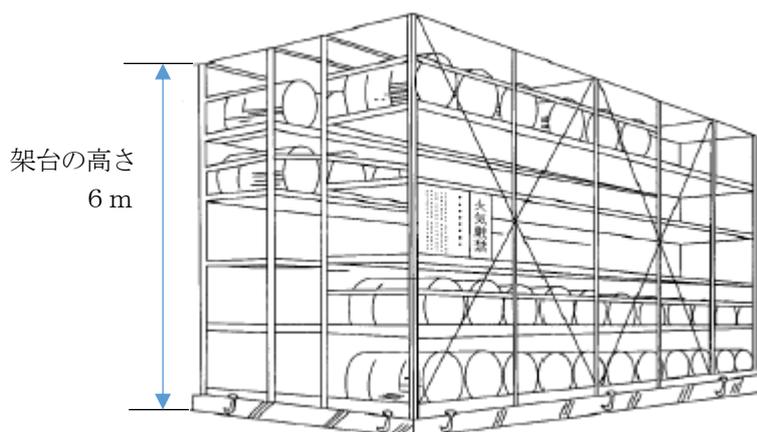
「第3 製造所」の例によること。

オ 容器の積み重ね高さ及び架台の構造

(7) 「容器の積み重ね高さ」とは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さをいう。

(4) 危規則第24条の10第1項第3号に規定する「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上段

までの高さとする。 (第10-1 図参照)



第10-1 図 架台の高さ

(ウ) 架台の構造は、「第4 屋内貯蔵所」の例によること。

(エ) 貯蔵位置【平8.10.15 消防危第125号】

低引火点の危険物については、できるだけ低い場所に貯蔵するよう配慮すること。

(オ) 容器の落下防止措置

a 容器の落下試験高さ（危告示第68条の5第2項第1号ニに掲げる表に定める危険等級に応じた高さをいう。）を超える高さの架台に貯蔵する場合（平成8年10月15日消防危第125号通知）は、容器を荷崩れ防止バンドで結束する、棚付きパレット（かご状）で貯蔵する等により一体化を図る（パレットを用いる場合にあつては、これと合わせて架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付ける。）こと。

b 容器が容易に落下しない措置【平元.7.4 消防危第64号】

危規則第16条の2の2第1項第3号に規定する「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできたさく等を設けることをいう。

カ さく等

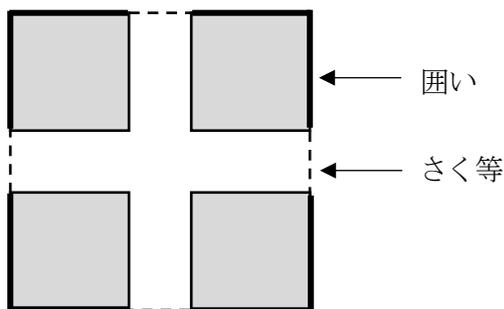
材料は問わないが、高さはおよそ1m程度とする。（遠方からでも容易に視認できる高さ）なお、地面に直接白線を引くことはさく等には含まれない。

キ 消火設備

屋外に設置する第4種又は第5種の消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

(2) 塊状の硫黄等のみの屋外貯蔵所（危政令第16条第2項）

危政令第16条第1項第3号の適用については、原則として囲いは同号の「さく等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。【昭54.7.30 消防危第80号】



第10-2図 「囲い」と「さく等」

(3) 高引火点危険物の屋外貯蔵所

高引火点危険物のみを貯蔵する屋外貯蔵所は、危政令第16条第1項の基準又は危政令第16条第3項に規定する基準のいずれかを選択してもよいものであること。【平元. 3.1 消防危第14号】

(4) 引火性固体（引火点が21度未満のものに限る）、第1石油類又はアルコール類に係る屋外貯蔵所

ア 危規則第24条の13第1号に規定する「当該危険物を適温に保つための散水設備等」には、屋外貯蔵所の付近に水道栓等を配置して、施設全域に散水できるものが該当すること。

なお、気温が30℃に達する場合には、散水等により適切に冷却できる管理体制を確保すること。

イ 危規則第24条の13第2号に規定する油分離装置を油分離槽とする場合の槽数は、4連式を指導すること。◆

(5) タンクコンテナによる危険物の貯蔵【平10. 3. 27 消防危第36号】

ア 基本事項

「第4 屋内貯蔵所」2(3)アの例によること。

イ 位置、構造及び設備の基準

危険物（危政令第2条第1項第7号に定める危険物に限る）をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危政令第16条（第1項第4号及び第2項を除く。）、第20条及び第21条の規定の例によること。ただし、危政令第16条第1項第3号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、次に掲げる貯蔵形態に応じ、各表に定める幅の空地とすることができるものであること。

(7) 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区分	空地の幅
指定数量の倍数が200以下の屋外貯蔵所	3 m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	5 m以上

(イ) 前(ア)以外の場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地进行保有すること。

区分	空地の幅
指定数量の倍数が50以下の屋外貯蔵所	3 m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	6 m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	10m以上

(ウ) タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ(ア)若しくは前(イ)の規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ危政令第16条第1項第4号若しくは危規則第24条の12第2項第2号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

なお、それぞれの貯蔵場所は、ライン等により明確に区分するよう指導する。

ウ 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危政令第24条、第25条及び第26条第1項（第1号、第1号の2、第6号の2、第11号及び第11号の3に限る。）の規定の例によるほか、次によるものであること。

この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

(ア) タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。

(イ) タンクコンテナの積み重ねは2段までとし、かつ、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さは、6 m未満とすること。

なお、箱枠に収納されていないタンクコンテナは積み重ねないこと。

(ウ) タンクコンテナにあっては、危険物の払い出し及び受け入れは行わないこととし、マンホール、注入口、計量口、弁等は閉鎖しておくこと。

(エ) タンクコンテナ及びその安全装置並びにその他の付属の配管は、さけめ、結合不良、極端な変形等による漏れが起らないようにすること。

(オ) タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、それぞれ取りまとめて貯蔵するとともに、相互に1 m以上の間隔を保つこと。

なお、当該タンクコンテナを積み重ねる場合は、当該タンクコンテナと容器との間に、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さ以上の間隔を保つこと。

(カ) トレーラーを補助脚により固定した場合には、トレーラーにタンクコンテナを積載したままの状態での貯蔵することができる。

(6) 屋外貯蔵所において危険物以外の物品を貯蔵する場合

屋外貯蔵所において危険物以外の物品を貯蔵する場合については、危規則第38条の4の定めによるほか、「屋内貯蔵所等における危険物以外の物品の貯蔵に係る運用基準について」（平10.3.16日 消防危第26号）によること。

(7) リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取り扱う場合

リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取り扱う場合は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵又は取扱いに係る運用について」（平23.12.27 消防危第303号）によること。

(8) 危険物をドライコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用

第10 屋外貯蔵所

輸送するために危険物を収納したドライコンテナで、輸送途中（貯蔵及び運搬の間）であつて、かつ、常時施錠されており、容易に解錠して危険物を出し入れすることができないものは、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所で貯蔵することができる。【令4.12.13 消防危第283号】